

高齢者(23価)肺炎球菌ワクチンについての説明書

高齢者(23価)肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。この説明書をよく読み、効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解した上で接種をすることが判断ください。

このワクチンの効果

日本人の死亡原因として、「がん」「心疾患」に次ぐ上位に「肺炎」があり、そのうち約4分の1は肺炎球菌によって引き起こされると言われています。この23価肺炎球菌ワクチンは、約90種類に分類される肺炎球菌のうち病気を引き起こしやすい23種類の肺炎球菌の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。

健康な人では、少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされており、インフルエンザワクチンのように毎年接種する必要はありません。

副反応

接種後に注射部位の腫脹や、疼痛、ときに軽微な発熱が見られることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではありません。通常1～2日で消失します。

ただし、過去5年以内に接種を行なったことがある人では、再接種により注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現することがあります。また初回接種から5年以上経過した際にもこのような注射部位反応等が発現することがありますので、再接種を行なう場合には、このような副反応のリスクを理解し、対象者の再接種の必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保して接種を行なうことが必要です。

接種対象者

この予防接種は、満65歳以上の方で、ご本人が接種を希望する場合のみ行うものです。

接種を受けるご本人が、麻痺などがあって本人記入欄に署名できない場合や、認知症等の症状があつて正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、慎重にご本人の接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。(本人の意思の確認ができない場合には、接種できません)

接種スケジュール

1回0.5mlを筋肉内又は皮下に注射します。

再接種をされる場合には、医師と必要性について相談し、また十分な間隔をあけて接種することが必要です。(前回から5年以上の間隔をあけて接種してください。)

予防接種を受けることができない人

①明らかに発熱のある人

一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせることを原則です。

③23価肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人

※「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声がでにくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上の①～③に入らなくても、医師が接種不適当と判断した場合は接種できません。

予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ①心臓病、じん臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ②前に23価肺炎球菌ワクチンを接種したとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを思わす異常が見られた人
- ③今までに、けいれんを起こしたことがある人
- ④今までに、中耳炎や肺炎等によくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人
- ⑤今までに、23価肺炎球菌ワクチンを接種されたことがある人

過去5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある人は、ワクチンの接種により注射した部分が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強くなる場合があります。

他のワクチンとの接種間隔

高齢者（23価）肺炎球菌ワクチンは、不活化ワクチンです。生ワクチンの接種を受けた方は、通常、27日以上、また他の不活化ワクチンの接種を受けた方は、通常、6日以上間隔を置いて接種してください。ただし、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することができます。

その他

①予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、又は当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、肺炎球菌に感染、あるいは感染したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることができません。

②副反応が起こった場合

予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、すみやかに医師（医療機関）の診療を受けてください。

健康被害救済制度

予防接種法に基づかない任意の予防接種によって健康被害（医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院が必要な程度の疾病や障がいなど）が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による「医薬品副作用被害救済制度」及び久喜市が加入している「予防接種事故賠償補償保険」の対象となります。

詳細については、接種医やお住まいの区域の保健センターへお問い合わせください。

参考）独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 救済制度総合窓口

電話0120-149-931（フリーダイヤル）URL <http://www.pmda.go.jp>

【問合せ先】

中央保健センター 0480-21-5354

菖蒲保健センター 0480-85-7021

栗橋保健センター 0480-52-5577

鷺宮保健センター 0480-58-8521